



令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事

金抜設計書

工事番号 2025114100

工事名 令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事

施工場所 加東市少分谷地内

兵庫県 加東市

[illegible]



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

基盤整備促進事業

少分谷地区

令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事

2025114100

金 抜 き 設 計 書

(当初)

加東市

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区				
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事				

コード	名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
*** B単－ 1号 ***						
BA0802	不陸整正		m ²		10.000 m ²	歩A 当たり算出
SA0831	SP 不陸整正 有り, 28mm以上34mm未満, 碎石, なし, 粒度調整碎石 M-30	10.000	m ²			S単 15号
	合 計					
	単 価					
*** B単－ 2号 ***						
000002	舗装版切断工 As		m		10.000 m	歩A 当たり算出
SA0223	SP 舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -	10.000	m			S単 13号
	合 計					
	単 価					
*** B単－ 3号 ***						
000003	舗装版取壊工 As		m ²		10.000 m ²	歩A 当たり算出
SA0222	SP 舗装版破砕 アスファルト舗装版, 無し, 不要, 15cm以下, -, 有り, なし	10.000	m ²			S単 12号
	合 計					
	単 価					
*** B単－ 4号 ***						
000004	アスファルト殻運搬処理		m ³		10.000 m ³	歩A 当たり算出
SA0221	SP 殻運搬 舗装版破砕, 機械積込(舗装版厚15cm以下), 無し, 6.5km以下	10.000	m ³			S単 11号
S02123	アスファルト殻処分	10.000	m ³			S単 5号
	合 計					
	単 価					
*** B単－ 5号 ***						
BA0809	表層 (車道・路肩部)		m ²		10.000 m ²	歩A 当たり算出
SA0843	SP 表層 (車道・路肩部) 1. 4m以上3.0m以下, 50mm, アスファルト混合物 I (2.35t/m ³), フライムコート 各種, なし, 再生密粒度アスコン(13)	10.000	m ²			S単 16号
	合 計					
	単 価					
*** B単－ 6号 ***						
000006	表層 (車道・路肩部)		m ²		10.000 m ²	歩A 当たり算出
SA0843	SP 表層 (車道・路肩部) 1. 4m以上3.0m以下, 30mm, アスファルト混合物 I (2.35t/m ³), タックコート 各種, なし, 再生密粒度アスコン(13)	10.000	m ²			S単 17号
	合 計					
	単 価					
*** B単－ 7号 ***						
000007	土工		式		1.000 式	歩A 当たり算出
SA0103	SP 床掘り 土砂, 現場制約あり, -, -	2.800	m ³			S単 10号
S01041	人力土工(盛土・埋戻) 粘性土・礫質土, 埋戻, はね付け+まき出し, 振動コンパクタ(I)	2.400	m ³			S単 1号

[illegible]

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区				
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事				

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S01041	人力土工(盛土・埋戻)		m3		10.000 m3	歩A 当たり算出
	人力土工(盛土・埋戻) 粘性土・礫質土,埋戻,はね付け+まき出し,振動コンパクタ(Ⅰ)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)土質区分	粘性土・礫質土		時間的制約:なし	制約作業時間:0.0	
	2)作業区分	埋戻		夜間制約作業時間:0.0		
	3)施工区分	はね付け+まき出し				
	4)締固め区分	振動コンパクタ(Ⅰ)				
R01002	特殊作業員		人			
R01003	普通作業員		人			
Y00004	諸雑費 10%	0.100				
	合 計					算出数量 10.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単一 2号 ***					
S01041	人力土工(盛土・埋戻)		m3		10.000 m3	歩A 当たり算出
	人力土工(盛土・埋戻) 砂・砂質土,埋戻,はね付け+まき出し,タンバ(Ⅰ)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)土質区分	砂・砂質土		時間的制約:なし	制約作業時間:0.0	
	2)作業区分	埋戻		夜間制約作業時間:0.0		
	3)施工区分	はね付け+まき出し				
	4)締固め区分	タンバ(Ⅰ)				
R01002	特殊作業員		人			
R01003	普通作業員		人			
Y00004	諸雑費 10%	0.100				
	合 計					算出数量 10.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単一 3号 ***					
S02013	防護柵等支柱削孔工		本		1.000 日	歩A 当たり算出
	防護柵等支柱削孔工 φ250mm以下			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)削孔径	φ250mm以下		時間的制約:なし	制約作業時間:0.0	
P41085	ダイヤモンドビット (コンクリート削孔用) φ250 長70mm	0.600	個			
P41087	コアチューブ (コンクリート削孔用) φ250 長250mm	0.300	本			
P41089	アダプター (コンクリート削孔用) φ250 長80mm	0.100	個			
R01001	土木一般世話役		人			
R01002	特殊作業員		人			
R01003	普通作業員		人			
M23025	コア採取器(コアローリングマシン) φ100～250mm		供用日			
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	6.600	L			
	合 計					算出数量 16.000 本
	単 価		本			
	*** S単一 4号 ***					
S02041	人力小運搬(手車運搬)		m3		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	人力小運搬(手車運搬) 土砂、砕石等 (m3),120m未満			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)種別区分	土砂、砕石等 (m3)		時間的制約:なし	制約作業時間:0.0	
	2)運搬距離区分	120m未満		夜間制約作業時間:0.0		
R01003	普通作業員		人			
	合 計					算出数量 1.000 [各単位]

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区				
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事				

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	単 価		[各単位]			
Y00001	単位					
	*** S単- 5号 ***					
S02123	アスファルト殻処分		m3		1.000 各単位	歩A 当たり算出
	アスファルト殻処分			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)地域資材単価コード 2)資材規格 3)単価の入力					
P96002	アスファルト殻処分	1.000	m3			
	合 計					算出数量 1.000 各単位
	単 価					
	*** S単- 6号 ***					
S03018	モルタル現場練合わせ		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	モルタル現場練合わせ 洗砂(荒目), 1:3			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)材料区分 2)配合比区分	洗砂(荒目) 1:3				
P32012	普通ポルトランドセメント 25kg詰袋	0.540	ton			
J03006	洗砂	0.910	m3			
	洗砂(荒目)					
R01003	普通作業員		人			
Y00004	諸雑費 9%	0.090				
	合 計					算出数量 1.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単- 7号 ***					
S05801	【排水構造物工】		m		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	【排水構造物工】 U型側溝, 昼間施工, L=600, 60kg/個以下, なし, -, -, 基礎砕石の施工無し, 再利用撤去を行なわない			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)施工区分Ⅰ 2)施工区分Ⅱ 3)規格Ⅰ 4)規格Ⅱ 5)時間的制約 8)法面小段面 9)法面縦排水 10)再利用撤去の有無 11)基礎砕石の施工有無	U型側溝 昼間施工 L=600 60kg/個以下 なし - - 再利用撤去を行なわない 基礎砕石の施工無し				
A71101	排水構造物工 U型側溝 時間的制約無し L=600mm 60kg/個 機・労 昼間単価	1.000	m			
	合 計					算出数量 1.000 [各単位]
	単 価		[各単位]			
	*** S単- 8号 ***					
S07021	硬質ポリ塩化ビニル管人力布設		m		10.000 m	歩A 当たり算出
	硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 VU, 150mm, 片受直管スリーブ付, 4.0m管, 0箇所			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)管種区分 2)管径区分(mm) 3)形状区分 4)管長区分 5)接合箇所	VU 150mm 片受直管スリーブ付 4.0m管 0箇所				
P05063	硬質ポリ塩化ビニル管 接着受口付直管 TS片スリーブ 薄肉管VU 径150 長4.0m	2.440	本			

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区				
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事				

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Y00004	雑材料費	0.020				
R01001	土木一般世話役		人			
R01002	特殊作業員		人			
R01003	普通作業員		人			
	合 計					算出数量 10.000 m
	単 価		m			
	*** S単- 9号 ***					
S07071	炭素鋼鋼管人力布設		m		10.000 m	歩A 当たり算出
	炭素鋼鋼管人力布設 白ネジ付 150A(6B)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)規格区分	白ネジ付 150A(6B)		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
P02067	配管用炭素鋼鋼管(白管)(SGP-MN) ネジ付き(ソケット付)150A 長5.5m	1.800	本			
R01002	特殊作業員		人			
R01003	普通作業員		人			
Y00004	雑品 3%	0.030				
	合 計					算出数量 10.000 m
	単 価		m			
	*** S単- 10号 ***					
SA0103	SP 床掘り		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 床掘り 土砂,現場制約あり,-,-			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)土質 2)施工方法 3)土留方式の種類 4)障害の有無	土砂 現場制約あり - -				
	単 価		m3			
	*** S単- 11号 ***					
SA0221	SP 殻運搬		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 殻運搬 舗装版破砕,機械積込(舗装版厚15cm以下),無し,6.5km以下			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)殻発生作業 2)積込工法区分 3)DID区間の有無 4)運搬距離	舗装版破砕 機械積込(舗装版厚15cm以下) 無し 6.5km以下				
	単 価		m3			
	*** S単- 12号 ***					
SA0222	SP 舗装版破砕		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 舗装版破砕 アスファルト舗装版,無し,不要,15cm以下,-,有り,なし			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)舗装版種別 2)障害等の有無 3)騒音振動対策 4)舗装版厚 5)Co+As(カハ-)舗装によるAs舗装 6)積込作業の有無 7)長期割引単価区分	アスファルト舗装版 無し 不要 15cm以下 - 有り なし				
	単 価		m ²			

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区				
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事				

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単ー 13号 ***					
SA0223	SP 舗装版切断		m		1.000 m	歩A 当たり算出
	SP 舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, -, -			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 舗装版種別 2) アスファルト舗装版厚 3) コンクリート舗装版厚 4) コンクリート+アスファルト(カバー) 舗装版	アスファルト舗装版 15cm以下 - -				
	単 価		m			
	*** S単ー 14号 ***					
SA0312	SP 型枠		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 型枠 一般型枠, 小型構造物			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 型枠の種類 2) 構造物の種類	一般型枠 小型構造物				
	単 価		m ²			
	*** S単ー 15号 ***					
SA0831	SP 不陸整正		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 不陸整正 有り, 28mm以上34mm未満, 砕石, なし, 粒度調整砕石 M-30			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 補足材料の有無 2) 補足材料平均厚さ 3) 補足材料 4) 長期割引単価区分 5) 補足材料規格の選択	有り 28mm以上34mm未満 砕石 なし 粒度調整砕石 M-30				
	単 価		m ²			
	*** S単ー 16号 ***					
SA0843	SP 表層 (車道・路肩部)		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 表層 (車道・路肩部) 1. 4m以上3.0m以下, 50mm, アスファルト混合物 I (2.35t/m3) , グライムコート 各種, なし, 再生密粒度アスコン(13)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 平均幅員 2) 1層当り平均仕上り厚 3) 比重区分 4) 瀝青材料種類 5) 長期割引単価区分 6) 材料区分	1. 4m以上3.0m以下 50mm アスファルト混合物 I (2.35t/m3) グライムコート 各種 なし 再生密粒度アスコン(13)				
	単 価		m ²			
	*** S単ー 17号 ***					
SA0843	SP 表層 (車道・路肩部)		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 表層 (車道・路肩部) 1. 4m以上3.0m以下, 30mm, アスファルト混合物 I (2.35t/m3) , タックコート 各種, なし, 再生密粒度アスコン(13)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 平均幅員 2) 1層当り平均仕上り厚 3) 比重区分 4) 瀝青材料種類 5) 長期割引単価区分 6) 材料区分	1. 4m以上3.0m以下 30mm アスファルト混合物 I (2.35t/m3) タックコート 各種 なし 再生密粒度アスコン(13)				
	単 価		m ²			

[illegible]

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単ー 10号 ***					
SA0103	SP 床掘り		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 床掘り 土砂,現場制約あり,-,-			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 土質 2) 施工方法 3) 土留方式の種類 4) 障害の有無	土砂 現場制約あり - -				
R01003	普通作業員		人			
	単 価		m3			
	*** S単ー 11号 ***					
SA0221	SP 設置搬		m3		1.000 m3	歩A 当たり算出
	SP 設置搬 舗装版破碎,機械積込(舗装版厚15cm以下),無し,6.5km以下			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 設置発生作業 2) 積込工法区分 3) DID区間の有無 4) 運搬距離	舗装版破碎 機械積込(舗装版厚15cm以下) 無し 6.5km以下				
M03005	タンクトラック[ワンロード・ディーゼル] 10t積級		供用日			
R01022	運転手 (一般)		人			
P34029	軽油 バトロール給油		L			
	単 価		m3			
	*** S単ー 12号 ***					
SA0222	SP 舗装版破碎		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 舗装版破碎 アスファルト舗装版,無し,不要,15cm以下,-,有り,なし			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 舗装版種別 2) 障害等の有無 3) 騒音振動対策 4) 舗装版厚 5) Co+As(カバー)舗装によるAs舗装 6) 積込作業の有無 7) 長期割引単価区分	アスファルト舗装版 無し 不要 15cm以下 - 有り なし				
F08017	バックホ[クロー型・後方超小旋回・超低・排対(2014)] 標準バケット容量 山積0.45m3 (平積0.35m3)		日			
R01001	土木一般世話役		人			
R01021	運転手 (特殊)		人			
R01003	普通作業員		人			
P34029	軽油 バトロール給油		L			
	単 価		m ²			
	*** S単ー 13号 ***					
SA0223	SP 舗装版切断		m		1.000 m	歩A 当たり算出
	SP 舗装版切断 アスファルト舗装版,15cm以下,-,-			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 舗装版種別 2) アスファルト舗装版厚 3) コンクリート舗装版厚 4) コンクリート+アスファルト(カバー)舗装版	アスファルト舗装版 15cm以下 - -				
M16470	コンクリートカッタ[ハキューム式(超低騒音型)・湿式] 切削深20cm級 フレート径56cm		供用日			
R01002	特殊作業員		人			

事業名	基盤整備促進事業 少分谷地区
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン布設付帯工事

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
R01001	土木一般世話役		人			
R01003	普通作業員		人			
P37211	コンクリートカット用ブレード 径450mm		枚			
P34001	ガソリン J I S 2 号 レギュラースタンド		L			
	単 価		m			
	*** S 単一 14号 ***					
SA0312	SP 型枠		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 型枠 一般型枠, 小型構造物			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 型枠の種類 2) 構造物の種類	一般型枠 小型構造物				
R01009	型わく工		人			
R01003	普通作業員		人			
R01001	土木一般世話役		人			
	単 価		m ²			
	*** S 単一 15号 ***					
SA0831	SP 不陸整正		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 不陸整正 有り, 28mm以上34mm未満, 砕石, なし, 粒度調整砕石 M-30			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 補足材料の有無 2) 補足材料平均厚さ 3) 補足材料 4) 長期割引単価区分 5) 補足材料規格の選択	有り 28mm以上34mm未満 砕石 なし 粒度調整砕石 M-30				
M13018	モータローラ [土工用・排対型(2014)] ブレード幅3.1m		供用日			
F04201	ロードローラ [マカダム・超低・排対型(～2014)] 質量10～12 t		日			
F04103	タイヤローラ [～超低・排対型(2011・2014)] 質量13～14 t		日			計上無し
R01021	運転手 (特殊)		人			
R01003	普通作業員		人			
R01002	特殊作業員		人			
R01001	土木一般世話役		人			
J03116	粒度調整砕石 M-30 30～0mm		m ³			
P34029	軽油 バトロール給油		L			
	単 価		m ²			
	*** S 単一 16号 ***					
SA0843	SP 表層 (車道・路肩部)		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 表層 (車道・路肩部) 1. 4m以上3.0m以下, 50mm, アスファルト混合物 I (2.35t/m ³), グライムコート 各種, なし, 再生密粒度アスコン(13)			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1) 平均幅員 2) 1層当り平均仕上り厚 3) 比重区分 4) 瀝青材料種類 5) 長期割引単価区分 6) 材料区分	1. 4m以上3.0m以下 50mm アスファルト混合物 I (2.35t/m ³) グライムコート 各種 なし 再生密粒度アスコン(13)				
F04501	アスファルトフィニッシュ [ボーイル型・～低騒・排対型(～2014)] 舗装幅1.4～3.0m		日			
F04062	振動ローラ [搭乗式・コンパインド型・～超低・排対型(～3次)] 質量3.0～4.0t		日			

[illegible]

令和 7 年度
基盤整備促進事業
少分谷地区パイプライン布設付帯工事

仕 様 書

（ 共通仕様書
特別仕様書 ）

少分谷地区パイプライン布設付帯工事 共通仕様書

本工事は、農林水産省農村振興局整備部設計課監修「土木工事共通仕様書」(最終改正)に準ずるものとし、下記事項について読み替え施工しなければならない。

- (1) 第1-1-1条1項中、「土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業に関する」とあるを「土木工事等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、兵庫県所管の農業農村整備事業及び海岸保全事業に関する」と読み替える。
- (2) 第1-1-1条2項を削除する。
- (3) 「監督職員」を「監督員」と読み替える。
- (4) 第1-1-34条の1項中、「土木工事等施工技術安全指針(21農振第2371号平成22年3月31日付け農林水産省農村振興局整備部長名)」を「兵庫県農林水産部編農林水産土木工事等安全施工技術指針」と読み替える。
- (5) 第1-1-6条を削除する。
- (6) 契約書についての各条項は、加東市の使用する契約書に対応する各条項に読み替えるものとする。

少分谷地区パイプライン布設付帯工事 特別仕様書

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条 適用の範囲

1. この仕様書は加東市が施工する少分谷地区パイプライン布設付帯工事に適用する。
2. 本工事は「共通仕様書」、「特別仕様書」、その他設計図書等に基づいて誠実に履行しなければならない。
3. 設計図書に記載された事項は「共通仕様書」に優先しなければならない。

第2条 工事内容

1. この工事は基盤整備促進事業により、水利を有効的に向上させ、併せて地域活性化に資するよう既設開水路のパイプラインを図るものとする。
2. 工事場所は兵庫県加東市少分谷地内で、別添位置図に示した場所である。
3. 工期は、契約締結日の翌日 から 令和8年3月27日 までとする。
4. 工事数量は設計図書に記載されているとおりである。

第3条 施行条件

1. 工事の施工にあたり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用する時は、その使用に関する一切の責任は請負者が負うものとする。
2. 本工事で発生したコンクリート塊、アスファルト塊等は請負者の責任において、再資源化施設に運搬処理するものとする。なお、処理場が発行する帳票等を提出し、その処理量について監督員の確認を得るものとする。

第4条 定めなき事項

1. 設計図書に定めなき事項、又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議しなければならない。

第2章 施 工

第1節 施工一般

第1条 一般心得

1. 本工事はパイプライン布設を行うため、工事や材料の運搬、保管の方法などを十分に理解のうえ施工しなければならない。
2. 請負者は、監督員の指示又は、承諾なしに地域内の立木を伐開してはならない。また、承諾なしに個人所有地に侵入してはならない。
3. 本工事に係る「協議」、「申出」、「承諾」、「指示」、「報告」、「通知」は原則として、

発行年月日を記載し、署名または捺印した書面によるものとする。緊急の場合は F A X、E メール等によっても差し支えないが、後で有効な書面に差し替えるものとする。

4. 本工事区域内において、他官庁等との協議による仕様がある場合は、別途定める。
5. 請負者は、工事施工の順序、方法等についてあらかじめ監督員と打ち合わせを行い、承諾を得ること。
6. 請負者は、工事施工中、監督員と連絡を密に行い、地元住民に迷惑をかけないように細心の注意を払い、重機等による事故を絶対起こさないように注意しなければならない。
7. 工事中に周辺住民から苦情や要望等があった場合は、直ちに監督員に報告し、請負者による単独処理を行ってはならない。

第2条 実施工程表

1. 請負者は、施工管理基準に示す様式に基づき実施工程表を作成し、監督員に提出して承諾を受けなければならない。
2. 現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更実施工程表を提出しなければならない。
3. 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、さらに細部の実施工程表を提出しなければならない。

第3条 準備

1. 労務及び作業用機械器具類は工程を十分検討の上、工期内に工事実施の可能な能力のあるものを準備し、特に作業機械は常に点検整備を行ない、故障等により工事に支障をきたすことのないように十分留意しなければならない。
2. 契約後、すみやかに土木工事共通仕様書第1-1-43条の手続きを行うと共に、使用材料及び転圧機械にあつては使用承認願を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
3. 進入道路敷地についての使用にあたっては、地権者と連絡調整を綿密に行い使用開始するものとする。
4. 施工にあたっては、必要に応じて控え杭を設けるなどし、工事後の境界復元を容易にすること。また、測量・工事において、民地に進入する時は、予め所有者の了解を得ること。

第4条 排出ガス対策型建設機械等

1. 本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなすものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排気ガス対策型建設機械を調達できない場合であり、請負者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

2. 本工事の施工に当り、不要なアイドリング等をしないよう努めなければならない。

3. 排気ガス対策型建設機械を施工計画書に記載しなければならない。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	備 考
・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザー ・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw ～ 260kw）を搭載した建設機械に限る。

第5条 過積載による違法運行の防止

1. 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）（以下「ダンプ規制法」と言う。）の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載を行っている資材業者から、資材を購入しないこと。
4. 建設副産物の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないこと。
5. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係にある事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、不表示車等を運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
7. ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者を使用す

ること。

8. 交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し運搬用車両等に悪質かつ重大な事故を発生させた者を下請契約の相手又は資材納入業者に選定しないこと。
9. 下請け業者や資材納入業者に対して過積載防止や交通安全に関する教育・訓練等の安全対策を行うこと。

第6条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策

1. 請負者は、過積載防止対策について、「過積載防止対策要領」を遵守して取組まなければならない。
2. 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、下記について提出し、監督員の確認を受けること。

（「過積載防止対策要領」第7条参照）

①施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。

②搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。

（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）

③通行許可証の写しの提示すること。

第7条 不正軽油の使用禁止

1. 請負者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2. 請負者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

第8条 工事標示板の設置

着工に先立ち、付近住民及び一般通行者に本工事に対する理解と協力を求め、更に工事の安全を図るため、工事現場あるいはその付近の見やすい場所に工事標示板を設置しなければならない。標示板の記載内容については「土木工事現場における標示板設置基準（昭和53年3月25日付け、土木部長通知）」によるほか、以下の内容を記載すること。

「工事の目的

この工事は、水利を有効的に向上させ、併せて地域活性化に資するための工事です」

工事標示板例

	1 . 1 m
m 4 . 1	少分谷地区パイプライン布設付帯工事
	工事の目的 この工事は、□□□□□を図り、□□□□□するための 工事です
	(概略平面図・標準断面図)
	工事施工場所 加東市少分谷地内 完成予定年月 令和 年 月
	施工：〇〇建設(株) 電話 設計管理：加東市産業振興部農地整備課 電話 0795-43-0519

第2節 パイプライン工

第1条 運搬及び保管

1. 請負者は、管及び付属品の積み下ろしに際し、放り投げ、引き下ろし等によって管に衝撃を与えてはならない。特に、管の両端接合部、塗覆装部は、損傷しないよう必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは慎重に行わなければならない。
2. 請負者は、管及び付属品の運搬に際し、車体の動揺等による管と管、又は車体との接触を避けるため、ゴムシート、むしろ等で管の保護を行うとともに、くさび止め、ロープ掛け等で固定しなければならない。
3. 請負者は、工事施工上やむを得ず管を同一箇所を集積する場合は、平坦な地形を選定する。また、段積みは、呼び径 500 mm以下においては高さで 1.5m程度、呼び径 600～1,000 mm以下では 2 段を限度とし、それ以上の管径については、特別の理由のない限り段積みしてはならない。
4. 請負者は、集積所における管の保管において、管体の沈下、継手部の接地等を防止するため、角材等を敷いた上に置くものとし、段積みの場合は、くさび止め、ロープ掛け等で崩壊を防がなければならない。なお、長期間にわたって保管する場合は、シート掛けを行うものとする。
5. 管に損傷等が生じた場合は返却、交換をする。
6. 管の積み下ろしは重量及び重心を確認し、ナイロンスリングを使用し、2 点吊りで行う。
7. 屋外に保管するときは、簡単な屋根を設けるか不透明シートで覆い直射日光を避け熱気がこもらないよう風通しの良い方向に受け口またはさし口を向けること。

第2条 布設接合

1. 請負者は、管の現場搬入計画、管の運搬方法、管切断の方法及び端部処理方法、布設接合の方法及び接合後の点検方法について、施工計画書に記載しなければならない。
2. 請負者は、管の布設にあたり、常に標高、中心線及び配管延長の測量を行い、布設に錯誤をきたさないようにしなければならない。
3. 請負者は、原則として管の布設を低位部から高位部へ向って受口に差口を挿入し施工しなければならない。
4. 請負者は、布設に先立ち、管の内面及び接合部を十分清掃するとともに、管体及びゴム輪等について損傷の有無を点検しなければならない。
管の接続にあたっては、管挿し口に刷毛またはウエス等で専用の滑材を十分塗布し、挿入機（レバブロック）の使用を原則とすること。また管の接続後、ジョイント間隔・標線、全周にわたってゴム輪が正常な状態かを十分に確認し、次の管の接続にあたること。
なお、機能低下につながる損傷を発見した場合は、監督員に報告し指示を得るも

のとする。

5. 請負者は、小運搬、吊り込み、据付けの際、管の取り扱いに常に十分な注意を払い、墜落衝突等の事故が生じないように施工するものとする。
6. 請負者は、管の荷卸ろし、布設について、現場状況を考慮し適切な機械を使用し、転倒事故等防止に努めなければならない。
7. 受注者は、管長の許容差及び継手施工上生じる管長の伸縮に伴う調整を適切に行わなければならない。
8. 管の接合を行う作業員は、接合に熟練した者でなければならない。
9. 請負者は、特殊な管の接合にあたり、管製造業者の現地指導を受けるなど適切に施工しなければならない。
10. 請負者は、管の布設を一定期間休止するような場合、土砂等の流入を防止するため、蓋で管を閉塞するなどの措置を取らなければならない。
また、掘削溝内に水が溜り、管が浮上するおそれがあるので、布設後早期に埋戻しを完了しなければならない。
11. 請負者は、管の接合後、直ちに所定の点検を行い、その結果を監督員に報告し、不良箇所は状況に応じて、手直し又は再施工しなければならない。

第3条 舗装版切断工

1. 舗装版取り壊し前に所定の箇所を切断し、施工箇所以外の舗装版を傷めないようにしなければならない。
2. 舗装版切断後は、「ノロ」で舗装面が汚れることによるスリップ事故を防止するため、吸引型の切断機を使用するなど舗装面を汚れたまま放置してはならない。

第3節 土工

第1条 土工

1. 掘削土の処理については、設計図書に記載のとおりとする。
2. 掘削に当たっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。
法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる時は、速やかに監督員と協議しなければならない。
3. 工事中の降雨に対し、掘削土等が流れ出さないよう、排水に十分注意しなければならない。また、施行中長期間にわたり作業を中止し、雨による悪影響が懸念される場合は、適切な排水処理を行わなければならない。
4. 雨天等悪条件下での施工については、監督員と協議を行うものとする。
5. 締固め作業は、土質及び使用機械に応じて、適切な含水比で施工を行わなければならない。
6. 構造物横の埋め戻しについては、小型の締固め機械を用いて人力により入念に締め固めを行わなければならない。
7. 掘削において過掘りとなった場合は、請負者の責任において基礎材で埋め戻し

を行い、コンパクター等で入念に締め固めを行わなければならない。

8. 地下水位が高い場合や、湧水箇所あるいは軟弱地盤が発見された場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。
9. 旧構造物等の除去については、事前に監督員と協議を行うものとする。
10. 工事中の掘削残土運搬時には、公道を汚さないよう十分注意する。また、一日の作業終了後、清掃して退去しなければならない。
11. パイプラインの施工に当たっては、掘削から埋め戻しまでを一日で完了する施工計画とする。
12. 埋戻は、管の接合と平行して進め、管頂上約 30cm までの埋戻は、管の接合後速やかに実施しなければならない。
13. 市道部部分以外の埋戻し材は、現場からの発生土とするが、発生土に含まれる礫が直接管体に触れて集中荷重（一点支持）とならないよう注意しなければならない。
14. 市道部分の埋戻し材は、設計図書に記載のとおりとする。
15. 管頂上 30 cm までの埋め戻し、締め固めは、一層の仕上り厚さを 30cm 程度になるように管の左右均等にまき出し、管体に偏圧をかけないように注意深く行い、コンパクター等で十分締め固めなければならない。なお管の下部・側部については、空隙又は締め固め不十分の箇所が生じないように留意し、突き棒・タコ・タンパ等を用いて管に損傷を与えないよう入念に突き固めるものとする。
16. 掘削を行う場合は特に地下埋設物に注意し、一度に大掘をしてはならない。また掘削底面は過掘りによって管の不等沈下を起こさないよう注意するとともに、床付けは人力により凹凸が無いよう丁寧に仕上げるものとする。

第4節 管体基礎工

第1条 砂基礎工(スクリーニングス)

1. 請負者は、砂基礎部の床掘り後石礫等を除去するとともに、砂基礎が設計図書に示す形状となるよう不陸を整正し十分締め固めを行い、砂基礎が管全体を均一に支持するよう留意しなければならない。特に、管の接合部分には、鉛直荷重を集中するような状態を生じさせてはならない。
2. 基礎の形状及び基礎材料は、設計図書によるものとし、管の偏心を防止するため左右均等に施工しなければならない。
3. 基床部は管布設前に、管側部は管布設後に、それぞれ十分締め固めを行い、管の沈下等を防止するよう施工しなければならない。なお、締め固めの方法及び締め固めの程度は、設計図書によるものとする。
4. 砂基礎は、管底部が均等に接し規定の据付高さとなるよう施工するものとし、管の高さ調整のために、角材やベニヤ板等を使用してはならない。
5. 継手掘りは、各管種に合わせた幅及び深さを確保するものとし、管接合後速やかに基礎材と同じ材料で同様に締め固めを行うものとする。

6. 請負者は、急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合、監督職員と協議しなければならない。

第5節 管体工

第1条 硬質塩化ビニル管布設工

1. 硬質塩化ビニル管を現場で切断して布設する場合は、管種の性質を十分熟知して施工を行わなければならない。
2. 施工路線上に事前に想定し得ない既設構造物等の障害物が発見された場合は、直ちに監督員に報告し、その処理について協議しなければならない。
3. T S継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、接合に先立ち、管端外面の全周をヤスリ、ナイフ等で2 mm程度面取りしなければならない。なお、管を切断した場合は、管端内面も面取りしなければならない。
 - (2) 接着剤は、速乾性接着剤を使用し、T S受口と管差し込み部外面に、刷毛で均一に塗布しなければならない。
 - (3) 接着剤は、水、土砂等の異物が混入したものを使用してはならない。
 - (4) 請負者は、管に接着剤を塗布後、ひねらず差し込み、接合後は一定時間（3 分間程度）挿入器等により挿入状態を保持し、管の抜け出しを防がなければならない。また、管内作業は、接着剤による溶剤蒸気を排除したうえで行うものとする。
 - (5) 請負者は、管布設にあたり、気温5℃以下の低温、無理な応力の作用及び溶媒の存在の3要素が加わったときに、ソルベントクラッキングが発生するので、次の事項について注意し施工しなければならない。
 - ア. 接着剤は、作業に支障のない限りできるだけ薄く均一に塗布するものとする。
 - イ. 配管中及び配管後は管の両口を開け、風通しをよくするなどの措置を講じるものとする。
 - ウ. 配管後は、即時埋戻しするよう心掛け、できない場合はシート等を被せ、衝撃を避けるものとする。
 - エ. 無理な接合はしないこと。また、掘削溝の蛇行や溝底の不陸は、埋戻し後管に過大な応力を発生させ、溶接ガスの影響を受けやすいので、埋戻し、締固めなどにおいても細心の注意を払わなければならない。
4. ゴム輪継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。以下に示すもの以外については、本章5-2強化プラスチック複合管布設工1.強化プラスチック複合管に準拠するものとする。
 - (1) 接合前に、挿し口に標線が入っているか確認しなければならない。標線が入っていない場合は、受け口長さを考慮し、挿入不足による漏水や挿入しすぎの継手部の破損が起きないように、管中心線に対して直角に標線を記入しなければならない。

ならない。

- (2) ゴム輪のはめ込みは、管芯を通し、ゴムのよじれが生じないよう十分に注意し、
標線まで挿入しなければならない。
- (3) 接合後、ゴム輪がずれていないかチェックゲージ等で確認しなければならない。

第3章 品質管理及び施工管理

第1節 品質管理及び施工管理

第1条 一般心得

- 1. 請負者は、本仕様書、「土木工事施工管理基準(農林水産省発刊)」及び「工事施工管理基準」に基づいて、次条に示す管理対象項目について管理試験を行ない、その結果を監督員に報告すると共に記録管理しなければならない。
- 2. 工事完了後外面から明視できない箇所及びまた重要な工事部分については、寸法及び施工状況が判定できるよう充分留意して写真撮影をし、工程順に整理して監督員に提出し、承諾を得なければならない。

第2条 工事施工に関する管理対象項目

1. 工程管理

原則として、毎月末、施工計画書記載の「実施工程表」により、監督員に報告しなければならない。

2. 出来形管理

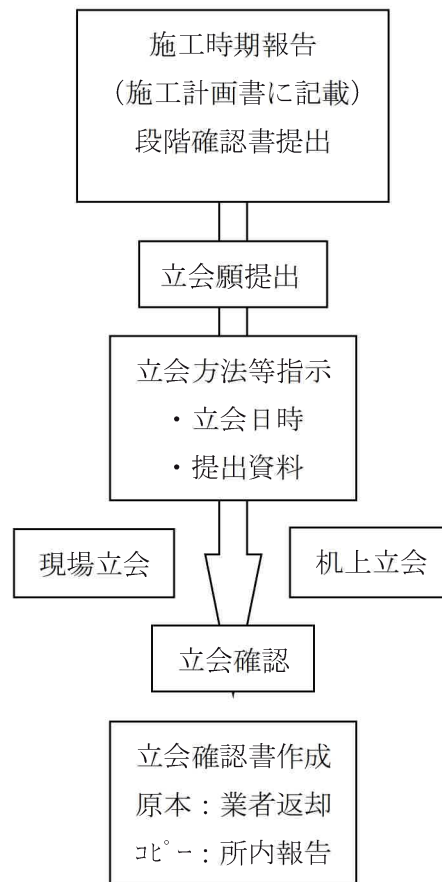
- イ) 直接測定による出来形管理資料
- ロ) 撮影記録による出来形管理資料
- ハ) その他監督員が必要と認め要求する出来形管理資料

第2節 適正な施工の確保

第1条 監督員による段階確認

- 1. 請負者は、兵庫県県土整備部土木工事共通仕様書1-1-21条により施工段階において、段階確認を受けなければならない。ただし、設計図書、種別、細別等については監督員の判断によることができるものとする。
- 2. 請負者は、兵庫県県土整備部土木工事共通仕様書1-1-21条表1-1「段階確認一覧表」、及び別表-1「段階確認一覧表(農業農村整備事業関係)」に示す施工時期を事前に報告しなければならない。
- 3. 表1-1及び別表-1にない工種については別途定めるものとする。
- 4. 請負者は、監督員から段階確認の実施について通知のあった場合には、段階確認を受けなければならない。
- 5. 請負者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分機会を提供するものとする。

段階確認フロー



別表－ 1

段階確認一覧表（農業農村整備事業関係）

種 別	細 別	確認時期
ため池	準備工	境界立会時、法線設置完了時
	堤体工	床掘り完了時（床付、岩着） 土（岩）質の変化した時 盛土開始時
	洪水吐工	土（岩）質の変化した時 床掘り掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋め戻し前
	樋管工	床掘り掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋め戻し前
	土取場工	境界立会時 土質判定時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		コンクリート打設前
重要構造物 函渠工（樋門、樋管を含む） 洪水吐工 躯体工（橋台）、ＲＣ躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工、ＲＣ擁壁 砂防ダム、床止め、床固め、堰本体工 排水機場本体工、水門工、共同溝本体工		コンクリート打設前
床版工		コンクリート打設前

ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工、PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工、PC押出箱桁製作工		コンクリート打設前 （工場製作を除く）
トンネル工		施工前、スライメント設置時
盛土工 道路、河川、砂防		敷き均し、転圧時
舗装工	路盤、表層、基層	舗設前
コンクリート吹付け工		吹付け前 その他監督員が指示する時
維持・管理工	施肥、薬剤散布	施工時
開削工（農業集落排水、下水道）		施工前
推進工（農業集落排水、下水道）		施工前、裏込め注入時
シールド工 （農業集落排水、下水道）	一次覆工、二次覆工	裏込め注入前 コンクリート打設前
立坑工		施工時

なお、下記の簡易構造物には適用しないものとする。

- ① 張コンクリート、捨てコンクリート等（河川の護岸を除く）
- ② コンクリート断面積 1 m^2 以下の水路、側溝等
- ③ コンクリート量 1 m^3 以下の防護柵、照明、標識等の基礎
- ④ 高さ 1 m 以下の擁壁（河川の護岸を除く）
- ⑤ 集水桝、分水桝（コンクリート断面積 1 m^2 以上、高さ 1 m 以上のものを除く）

第4章 そ の 他

第1節 その他

第1条 工事カルテ作成、登録、提出

1. 工事カルテの提出期限は、下記のとおりとする。
 - （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
 - （2）完成時登録データの提出期限は、工事完成后 10 日以内とする。
 - （3）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 7 日以内に更新データを提出しなければならない。
2. 工事カルテ受領書の写しを監督員に提出しなければならない。

第2条 交通誘導員の資格等

1. 材料等の運搬経路の要所には、時間帯並びに期間等を考慮し交通誘導員の配置を検討すること。（必要な人員については変更設計書時に対応）
2. 本工事に配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（ 1 級または 2 級）を配置することとする。
但し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

資格	資格要件
----	------

1・2級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。 ・警備業法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験)が1年以上である者。

3. 請負者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出しなければならない。

請負者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出しなければならない。

- ・警備員指導教育責任者資格者証(写し)
- ・指定講習修了証明書(写し)
- ・警備業法施行規則 第二十六条第二項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験)が1年以上であることを証明する書類。

第3条 施工体制台帳

1. 請負者は、下請契約の有無に関わらず、建設業法第24条の7に基づいて施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条に基づいて監督員に提出するものとする。このとき施工体制台帳は様式－1及び様式－2、施工体系図は様式－3を参考として作成するものとする。また、請負者は、様式－4を参考に工事担当技術者の施工体系図を作成して、監督員に提出するものとする。工事担当技術者の施工体系図には、元請負業者の監理技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名等を記載するものとする。
2. 請負者は、建設業法施行規則 第14条の2第4項第2号に基づく添付書類を、施工体制台帳とともに、監督員に提出しなければならない。
3. 施工体制台帳等の備え置きと報告は下記によるものとする。（施工体制台帳の確認を工事現場で実施します）
 - ・施工体制台帳・施工体系図
 - ・建設業の許可書の写し
 - ・下請負金額が確認できる資料（契約書・注文請書等の写し）

- ・作業員名簿、重機搬入届
- ・監理技術者・主任技術者の資格証の写し
- ・作業主任者の免許・技能講習修了書の写し

第4条 出来形図及び品質管理図

1 予想出来形展開図

- ・起工測量に基づき、「予想出来形展開図（当初）」を作成し、提出しなければならない。

また、変更が生じた場合は、随時修正しなければならない。

- ・工事の出来形が概ね80%の時点、または監督員から請求があった場合には、工事完成時の「予想出来形展開図（80%）」を作成し、提出しなければならない。

2 工事出来形図

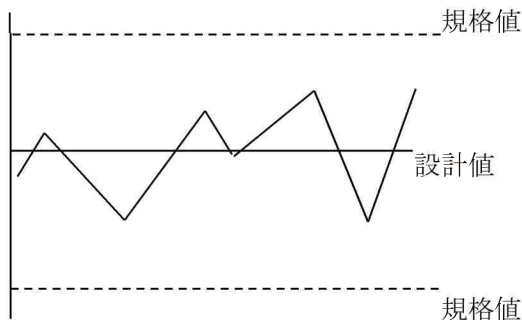
- ・工事が完成したならば、「工事出来形図（完成）」を作成し、提出しなければならない。

3 管理図または度数表・ヒストグラム（出来形、品質管理それぞれ作成のこと）

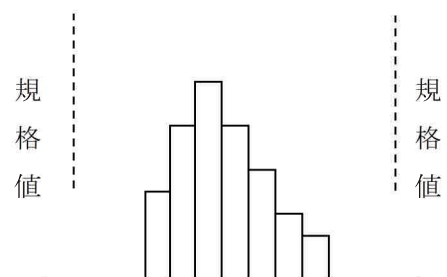
- ・出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付しなければならない。

（規格値に対するバラつきの判定は、規格値に対し、-100%まで、-100%以内から-80%まで、-80%以内から-50%まで、-50%以内から+50%以内、+50%から+80%以内、+80%から+100%以内、+100%を超えるものに分け整理しなければならない。）

（管 理 図）



（度数表またはヒストグラム）



4 「管理基準値」

- ・「土木工事施工管理基準(農林水産省発刊)」に記載のある管理基準を請負業者独自の目標管理として「管理基準値」を適用することを妨げない。

第5条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出

1. 請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで、任意の様式により提出することができる。

第6条 安全管理

1. 安全対策関係の管理の実施・報告については、下記によるものとする。なお、安全

対策の確認を工事現場で実施しますので下記記録を工事現場に備え置いて下さい。

- ・新規入場者教育の実施と報告
- ・安全教育・訓練等（半日以上／月）の実施と報告
- ・安全巡視・TBM・KY等の実施と報告
 （「安全ミーティング・危険予知活動日報」等活用）
 （「建設現場災害防止点検表」等活用）
- ・災害防止協議会の設置と活動報告
- ・店社パトロールの実施と報告
- ・過積載防止の取り組み報告
- ・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置の確認と報告
- ・山留め、仮締切等の設置後の点検管理の実施と報告
- ・足場や支保工の点検管理の実施と報告
- ・保安施設等の整理・設置・管理の実施と報告
- ・使用機械、車両等の点検整備の実施と報告
- ・安全パトロールの実施と報告
- ・隣接工事間との密接な情報交換（工事関係連絡会議）の実施と報告
- ・その他安全対策関係実施と報告

第7条 建設業退職金共済制度

1. 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付しなければならない。
2. 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を合わせて購入して現物により交付又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進しなければならない。
3. 請負代金の額が100万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内に市長に提出しなければならない。なお、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、予めその理由及び購入予定時期を書面により申し出ること。
4. 建設業者は、3の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成までに提出しなければならない。なお、3の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申しでること。
5. 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受け払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。
6. 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、

元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者のできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

第8条 建設工事の適正な施工の確保について

1. 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
2. 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場毎に設置しなければならない専任の主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事するもので、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置しなければならない。
3. 1及び2のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

第9条 その他

1. 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、又は地域住民に対する工事現場の見学場所の確保やPRなど、建設産業の理解と理解の増進に資する事業の実施等にも配慮するよう努めなければならない。
2. 標識の掲示（建設業法第40条、建設業法施行規則第25条）
工事現場毎に標識を掲示しなければならない。
3. 保険関係成立の標識の掲示（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則第74条）
労災保険に係る保険関係が成立している事業は、「労災保険関係成立票」を掲示しなければならない。
4. 建設業退職金共済制度
建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示しなければならない。
5. 施工管理
工事材料管理、日常の出来高及び品質確保、イメージアップ等の独自の取組みや地域からの評価に関する資料を現場で確認しますので、資料を工事現場に備え置いてください。
6. 建設廃棄物の搬出
本工事で発生したアスファルト殻は大林道路(株)東条アスファルト混合所（加東市天神 1228-39 他）への運搬・処理で積算を行っているが、処理場を指定するものではない。
建設廃棄物については兵庫県に届出・登録された処理場に搬出することとする。

<参考>

施工計画書添付資料一覧

- ・ 施工体制台帳
- ・ 特殊作業の資格証の写し
- ・ 使用重機の規格仕様の写し
- ・ 運搬車両の車検証の写し
- ・ 運搬経路図
- ・ 安全管理看板、交通整理員の配置計画図
- ・ 特定建設作業実施届出書の写し
- ・ 道路占用工事等の警察許可写し
- ・ 出来型管理計画は測定箇所図を添付（ため池の場合、盛土管理予定位置図）
- ・ 産業廃棄物等処理計画書
- ・ 再生資源利用計画書
- ・ 施工計画書とは別途提出 工事カルテ受領書の写し（着手、変更）
- ・ その他仕様書で指定もしくは、監督員の指示したもの

検査・完了時提出資料

- ・ 工事写真
- ・ 出来高成果表（展開図、取壊し断面図など含む）
- ・ 工程管理（月ごとに提出）
- ・ 品質管理（盛土管理、日々の含水費管理もグラフ化すること）
- ・ 材料検収表（２次製品の材料検査表、土等の搬入時の積載量検収書類、コンクリート納入時間の記入を確認）
- ・ 材料納入伝票（集計表、設計量との比較表添付）
- ・ 産業廃棄物等処理完了報告書（マニフェスト票添付）
- ・ 再生資源利用実施書
- ・ 完成届、引渡書、請求書
- ・ 完了時工事カルテ受領の写し
- ・ 試験結果表（六価クロム等、指示したもの）
- ・ 作業日報、安全管理の実績報告、建退共の写しと出勤表、重機日常点検簿
- ・ 残土量、搬入土量の出来型
- ・ 借地料領収書の写し
- ・ 起工測定の確認
- ・ その他仕様書で指定もしくは、監督員の指示したもの

舗 装 工 数 量 調 書

路線名	区分	延長	As本復旧									備 考
			切断	As取壊し(t=5cm)		不陸整正(t=3cm)		As復旧(t=3cm)		As復旧(t=5cm)		
			数 量 (m)	幅 (m)	数 量 (m ²)	幅 (m)	数 量 (m ²)	幅 (m)	数 量 (m ²)	幅 (m)	数 量 (m ²)	
A-1	農道	126.3						3.0	378.9			
	農道	79.9						3.0	239.7			
A-3	農道	212.1						2.6	551.5			
C-1	農道	88.9						2.5	222.3			
C-2	市道	49.5		3.0	148.5	3.0	148.5			3.0	148.5	
	市道	59.9		3.0	179.7	3.0	179.7			3.0	179.7	
	市道	140.0	3.0	3.0	420.0	3.0	420.0			3.0	420.0	
C-3	市道	89.4	3.0	3.0	268.2	3.0	268.2			3.0	268.2	
	市道	77.9	5.5	3.0	233.7	3.0	233.7			3.0	233.7	
	農道	239.6						2.5	599.0			
C-4	農道	100.2						3.0	300.6			
小計		1263.7	11.5		1,250.1		1,250.1		2,292.0		1,250.1	

数量計算書

[illegible]

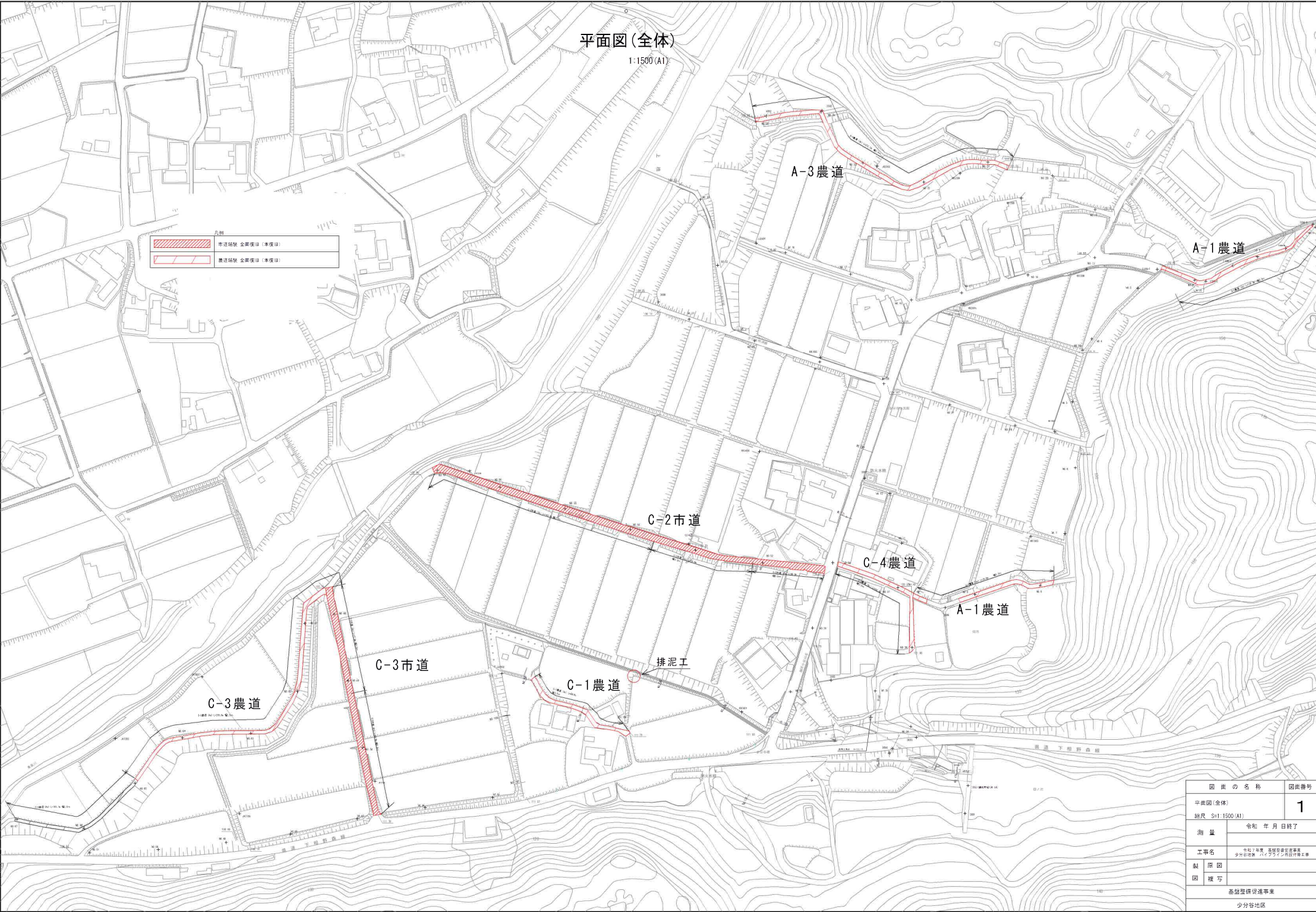
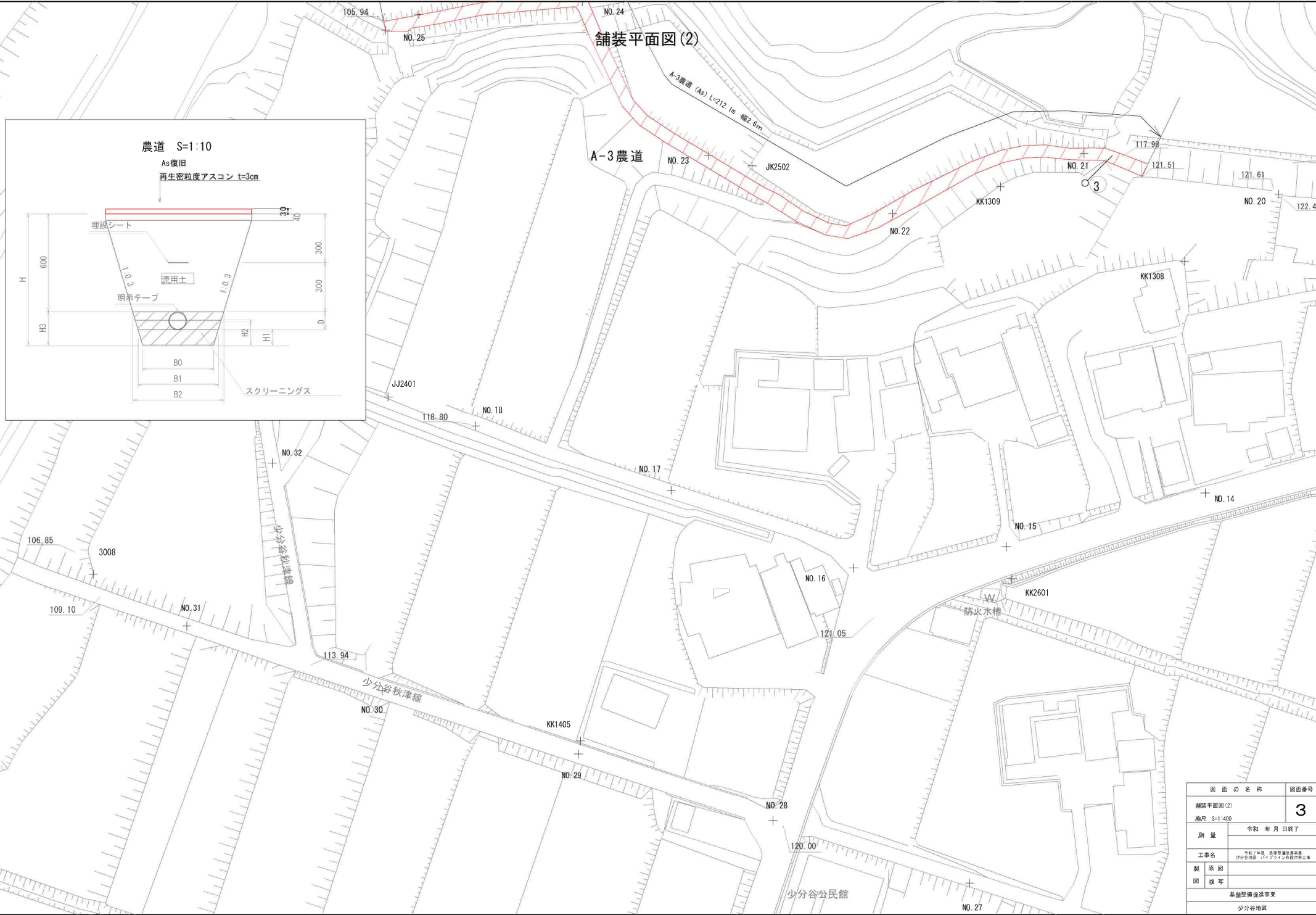
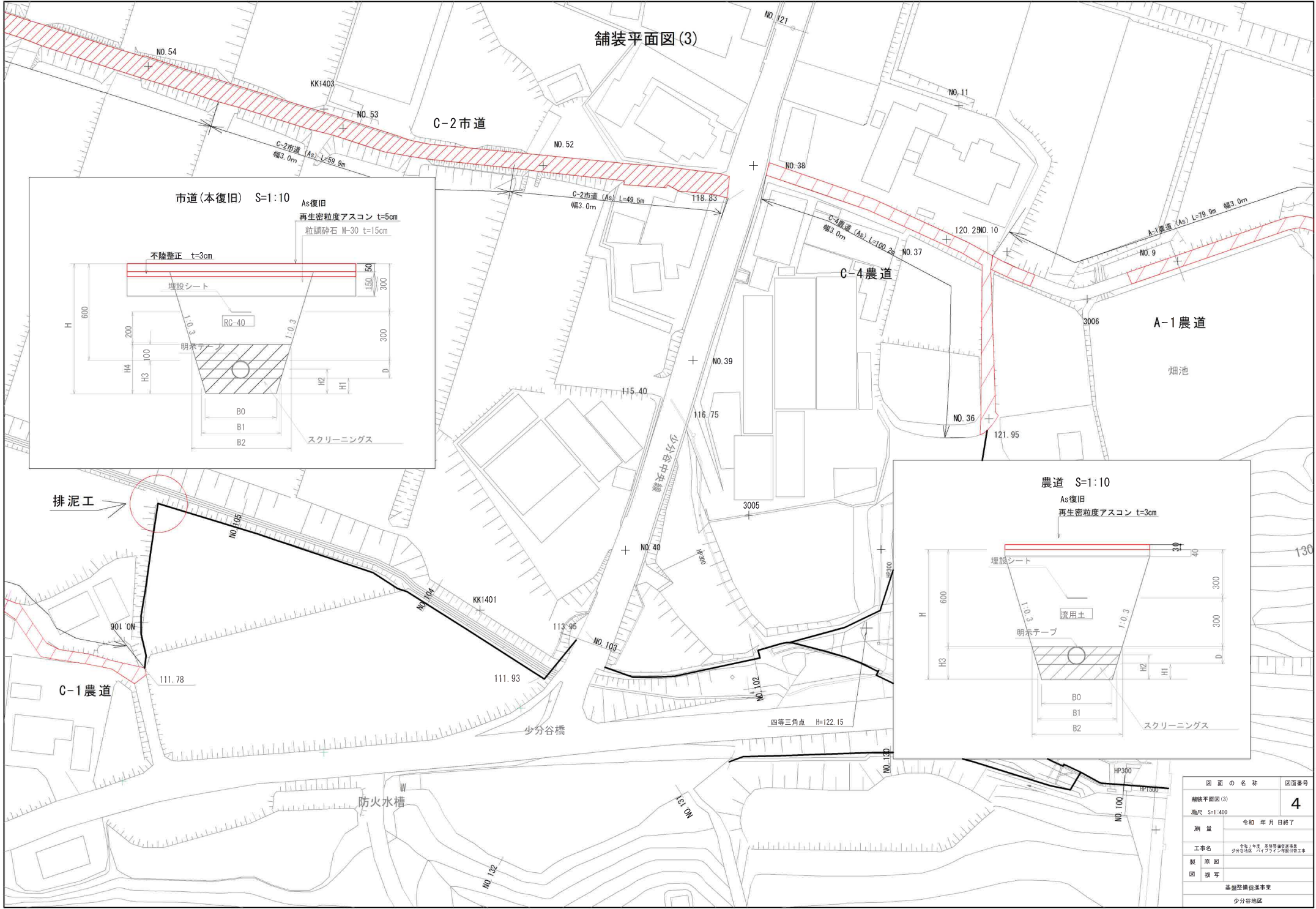


図 面 の 名 称		図面番号
平面図(全体)		1
縮尺 S=1:1500 (A1)		
測 量	令和 年 月 日終了	
工事名	令和7年度 鳥取県道整備事業 少谷谷地区 ハイレゾリューション図面作成工事	
製 図		
図 様 写		
基盤整備促進事業		
少谷谷地区		



図面の名称		図面番号
舗装平面図(2)		3
縮尺 S=1:400		
測量	令和 年 月 日終了	
工事名	令和7年度 長野県ふるさと創生事業 少分谷地区 防災マップ作成事業	
製図		
図検		
基盤整備促進事業		
少分谷地区		

舗装平面図(3)



市道(本復旧) S=1:10

As復旧
再生密粒度アスコン t=5cm
粒調整石 W-30 t=15cm

不陸整正 t=3cm

埋設シート

RC-40

明示テープ

スクリーニングス

農道 S=1:10

As復旧
再生密粒度アスコン t=3cm

埋設シート

流用土

明示テープ

スクリーニングス

図面の名称		図面番号
舗装平面図(3)		4
縮尺	S=1:400	
測量	令和 年月 日終了	
工事名	令和2年度 長野県農道整備事業	
製図	少分谷地区、ハイランド月夜町地区	
図検	写	
基盤整備促進事業		
少分谷地区		

舗装平面図(4)

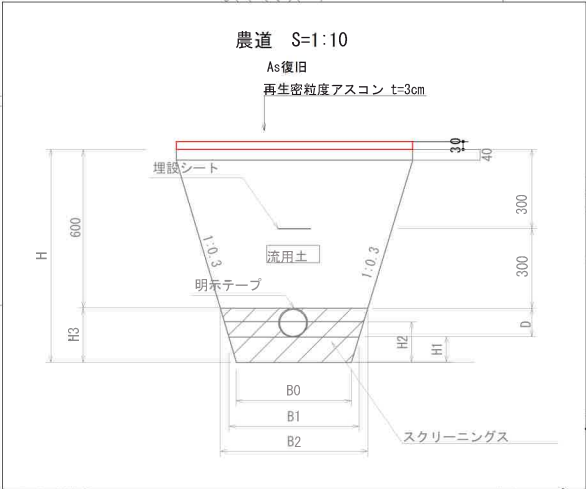
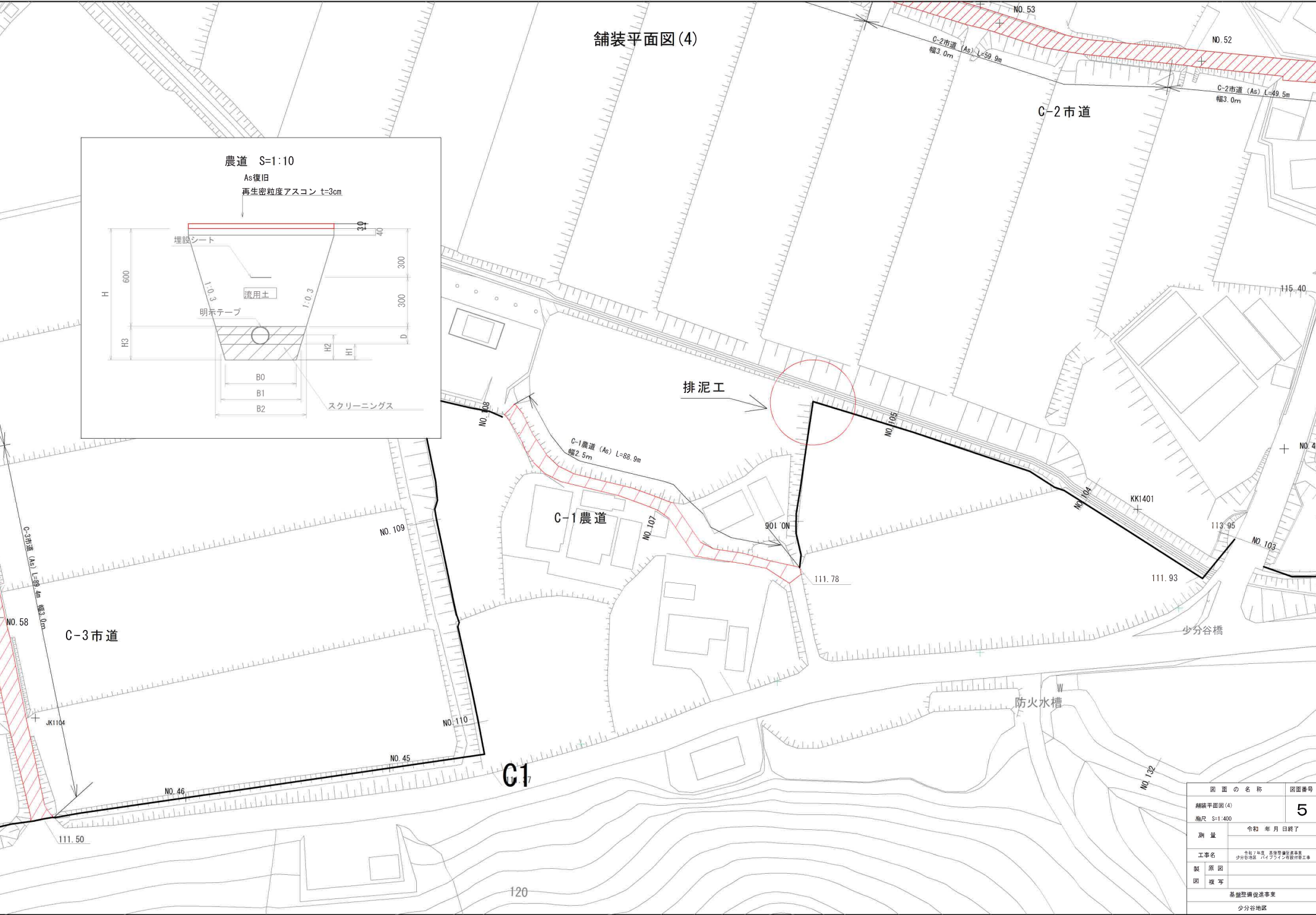
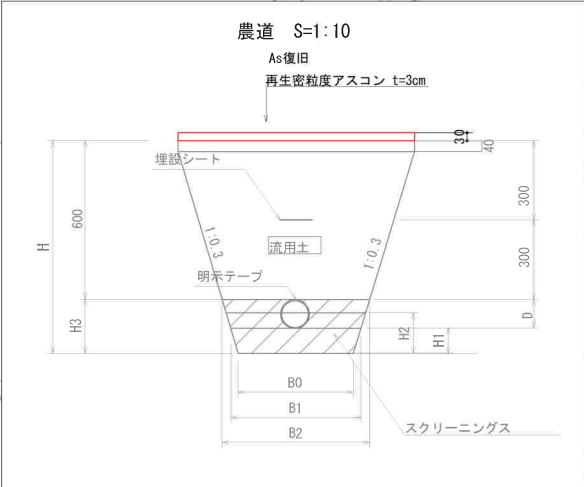


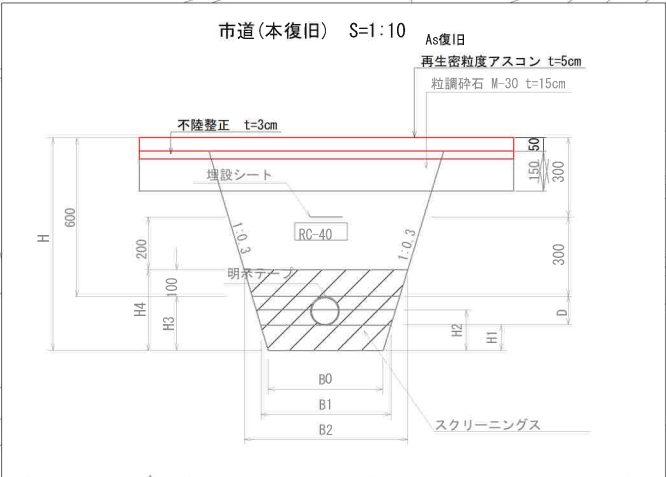
図 面 の 名 称		図面番号
舗装平面図(4)		5
地尺 S=1:400		
測 量	令和 年 月 日終了	
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 バイフライン建設等工事	
製 図		
原 図		
複 写		
基盤整備促進事業		
少分谷地区		

舗装平面図(5)

農道 S=1:10
As復旧
再生密粒度アスコン t=3cm



市道(本復旧) S=1:10
As復旧
再生密粒度アスコン t=5cm
粒調砕石 M-30 t=15cm
不陸整正 t=3cm



C-3農道
C-3農道 (As) L=239.6m 幅2.5m

C-3市道

C3

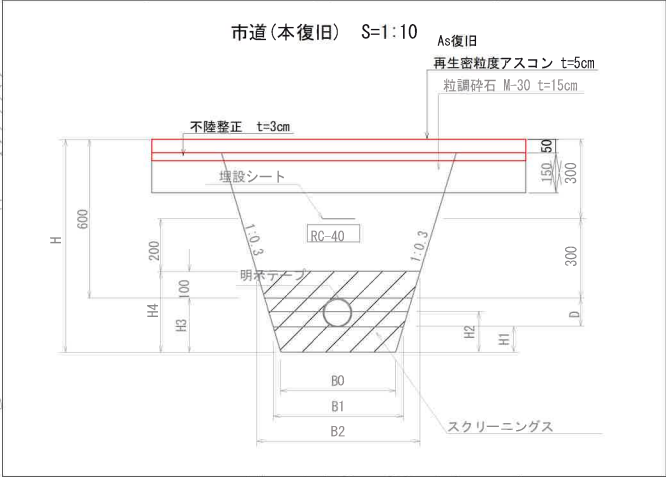
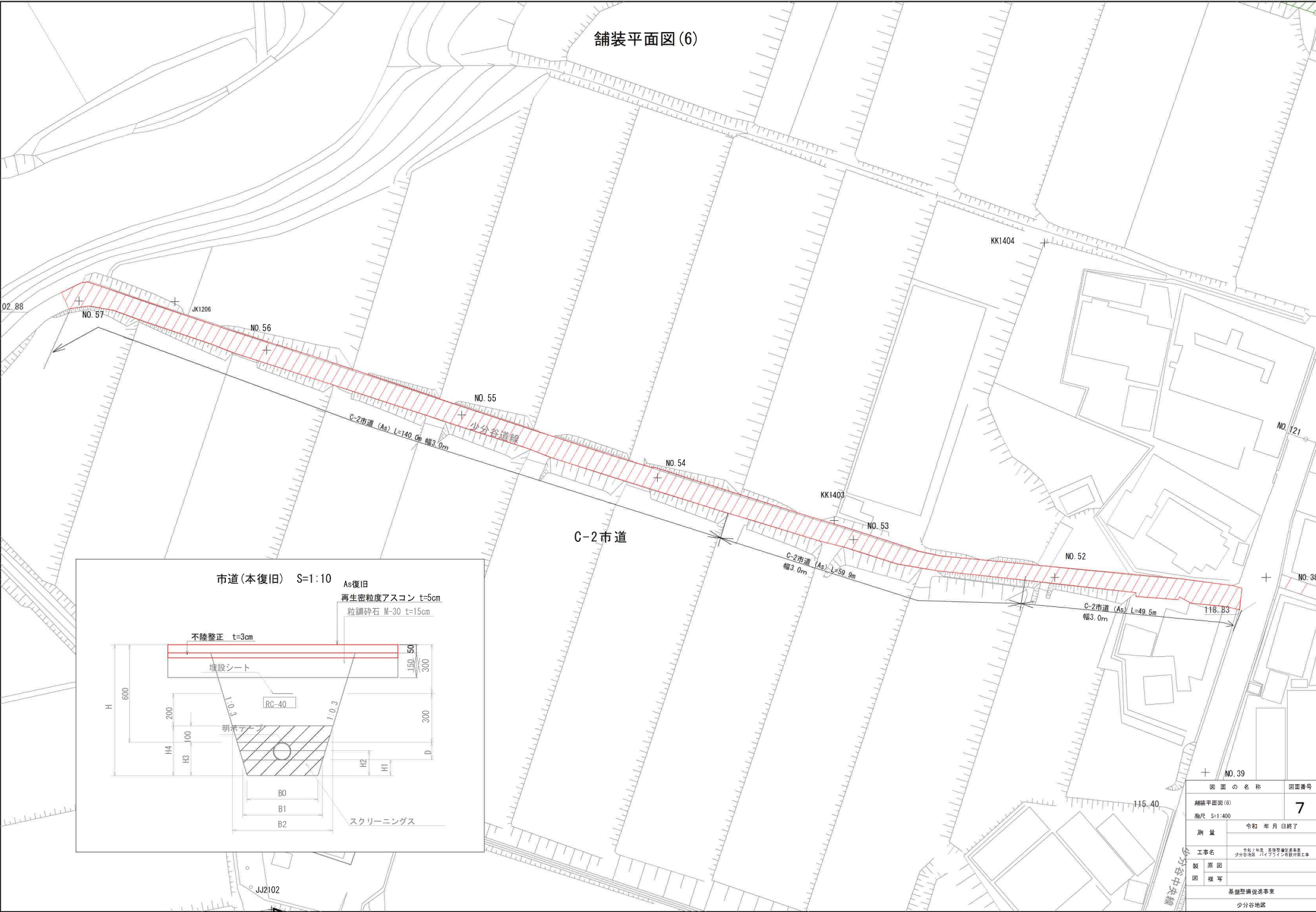
C-3農道 (As) L=103.1m 幅2.5m

C-3市道 (As) L=28.4m 幅3.0m

県道 下相野森線

図 面 の 名 称		図面番号
舗装平面図(5)		6
縮尺 S=1/400		
測 量	令和 年 月 日終了	
工事名	令和7年度 多岐野森線道路事業 少谷分地区 バイパス利用促進工事	
製 図 図 検 考	原 図	
	検 査	
農業基盤整備促進事業		
加東市少谷分地区		

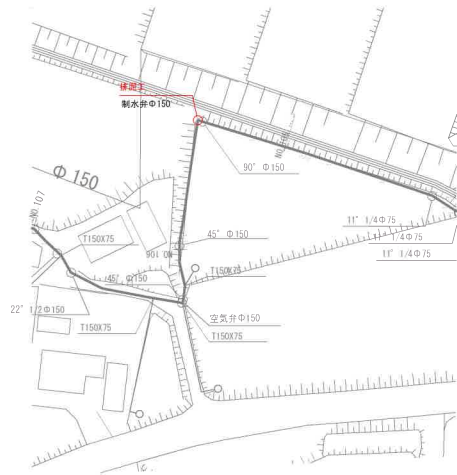
舗装平面図(6)



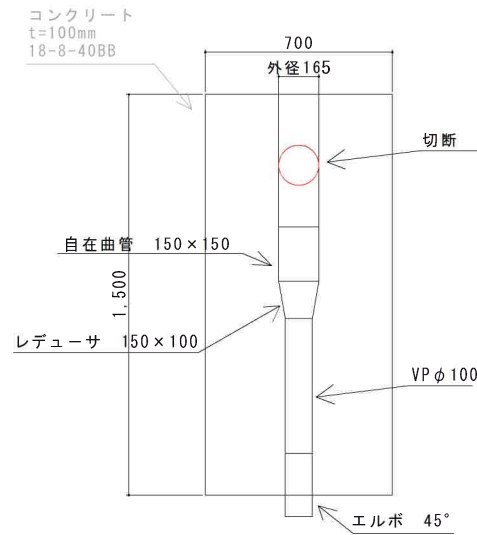
図面の名称		図面番号
舗装平面図(6)		7
縮尺 S=1:400		
測量	令和 年月 日終了	
工事名	令和2年度 少分谷地区 基盤整備促進事業	
製図	少分谷地区 基盤整備促進事業	
図写	少分谷地区 基盤整備促進事業	
基盤整備促進事業		少分谷地区

排泥工 (1)

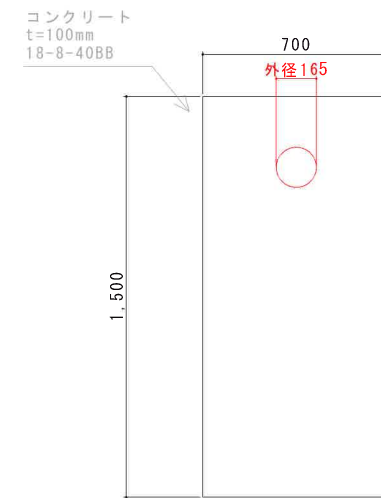
平面図 S=1:600



平面図 S=1:10
撤去

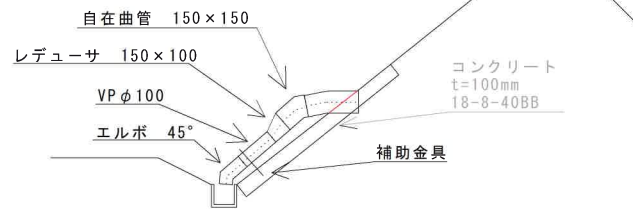


平面図 S=1:10
コンクリート

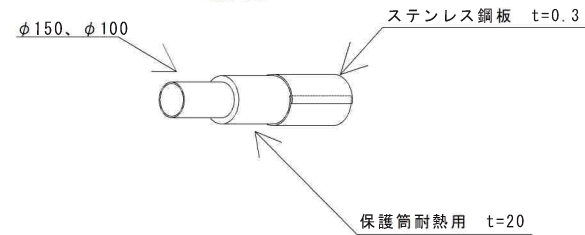


間詰モルタル 0.0825*0.0825*3.14*0.1=0.0021m³

横断面図 S=1:20
撤去



管梁詳細図
撤去

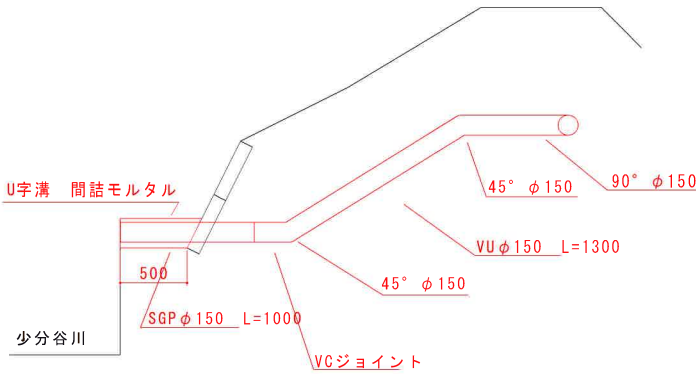


図面の名称		図面番号
排泥工 (1)		8
縮尺	図示	
測 量	令和 年 月 日終了	
工事名	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 パイプライン敷設工事	
製 図	原 図	
図 複 写		
基盤整備促進事業		
少分谷地区		

排泥工 (2)

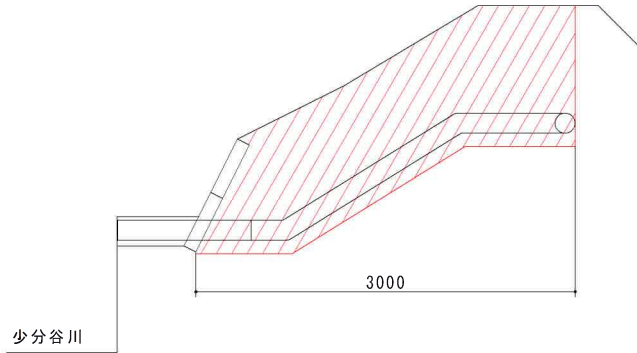
横断図 S=1:20

排泥工設置



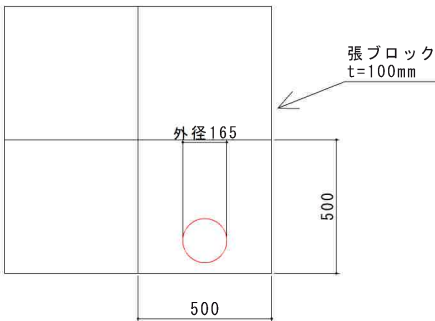
横断図 S=1:20

土工



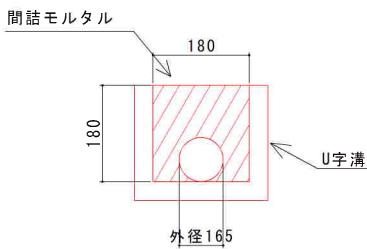
平面图 S=1:10

張ブロック削孔



削孔 $0.0825 \times 0.0825 \times 3.14 \times 0.1 = 0.0021 \text{ m}^3$

横断図 S=1:5



間詰モルタル $0.18 \times 0.18 \times 0.50 - (0.0825$
 $\times 0.0825 \times 3.14 \times 0.50) = 0.0055 \text{ m}^3$

土工図 $S=1:10$

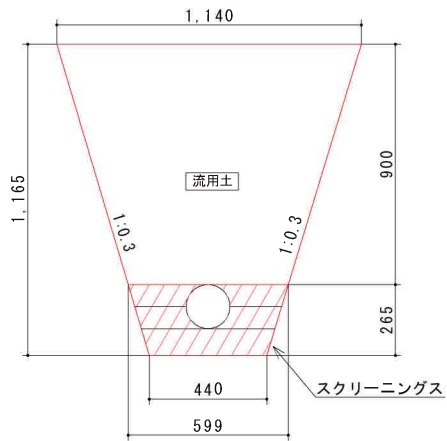


図 面 の 名 称		図面番号
排水工 (2)		9
縮尺 図示		
測 量	令和 年 月 日終了	
設 計	令和7年度 基盤整備促進事業 少分谷地区 バイオライン存続取組工事	
製 図	原 図	
	模 写	
基盤整備促進事業		
少分谷地区		